



平成 30 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 高倉 喜仁
(TEL. 03-3221-3980)

特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、本日付で、株式会社東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受けることになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄指定及び上場契約違約金徴求の理由

株式会社東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「株式会社ディー・エル・イー（以下「DLE」という。）は、2018年11月27日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年12月3日に2014年6月期第3四半期から2018年6月期までの決算短信及び四半期決算短信の訂正を開示しました。

これらにより、DLEでは、映像制作事業における一部の案件において、監査法人を誤認させるように虚偽の説明や証憑の隠匿を行い、役務提供の実績やその合意があるかのような状況を作成して売上及び利益を過大に計上するなどの不適切な会計処理が継続的に行われていたことが明らかになりました。その結果、東京証券取引所マザーズへの新規上場直後に開示した2014年6月期第3四半期から2018年6月期までの決算が虚偽と認められました。

虚偽の開示が行われた背景として、主に以下の点が認められました。

- ・ DLEでは、役務提供の実績やその対価の合意があったことの確認に必要な証憑等、売上計上の要件を明確にしていなかったこと
- ・ 取締役CFOは、DLEの売上計上基準が曖昧な状態を放置し、責任者としての自覚が欠如していたこと

- ・ 経営管理部門を中心として、証憑が不十分でも監査法人に説明がつきさえすれば売上を計上できると拡大解釈した結果、取引先を巻き込んだ不適切な会計処理等が横行していたこと
- ・ 取締役CFO及び経営管理部門が、監査法人に対し虚偽の説明と証憑の隠匿を行う等の不適切な会計処理等へ中心的に関与していること
- ・ 代表取締役社長は、売上計上基準の決定等の経理関係について、当時の取締役CFOや経営管理部門に任せきりにしており、経営管理に対する関心及び責任意識が著しく欠如していたこと
- ・ 監査役は、内部監査が計画どおりに実施されていない状況を認識しながら指摘していないなど、監査役としての対応が不十分であること

一方、DLEは、2018年12月3日に今後改善に取り組む旨を開示していますが、内部管理体制等について未だ不備があり、改善の必要性が高いと認められます。

さらに、DLE株式の東京証券取引所マザーズへの新規上場(2014年3月26日)及び市場第一部への変更(2016年4月15日)にかかる審査において、DLEは、株式会社東京証券取引所へ提出する申請書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類に売上、利益及び純資産を過大に計上するといった虚偽の内容を記載し、上場審査・変更審査の過程においても虚偽の回答を行っていました。

DLEは、実態としては市場変更基準上の利益及び純資産の額を充足していないにもかかわらず、利益及び純資産の額を過大に算出し、市場第一部への変更にかかる申請を行って承認を得ていたこととなります。

これらのDLEの行為は、東京証券取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、DLEに対して、上場契約違約金の支払いを求めることにしました。

また、本件は、虚偽の開示を行うことにより市場変更基準を潜脱するなどしたものであり、上場廃止の可能性を留保しつつ、内部管理体制等について速やかな改善を求めるために、DLE株式を特設注意市場銘柄に指定することにしました。なお、特設注意市場銘柄への指定により、内部管理体制等について審査が行われることとなり、改善の見込みがなくなった場合や一定期間後に改善がなされなかったと認められる場合は上場廃止となります。」

2. 特設注意市場銘柄指定日

2018年12月28日(金)

3. 特設注意市場銘柄指定期間

2018年12月28日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。

なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

4. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金3,360万円の支払いを求められました。

5. 今後の対応

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、内部管理体制を早急に整え、指定解除を受けられるよう全社一丸となって、最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいり所存でございます。

なお、当社は現在、再発防止策の詳細を鋭意検討しているところですが、上記のとおり特設注意市場銘柄に指定されたことを踏まえ、2019年3月下旬を目処に策定し、開示する予定です。

以 上